

姫路和牛PRキャラクター「ひめまる」の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産振興を目的として作成された姫路和牛PRキャラクター「ひめまる」(以下「キャラクター」という。)を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、別記キャラクター図に掲げるものをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、姫路市(以下「市」という。)に属する。

(利用の申請等)

第4条 キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめキャラクター利用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、姫路市長(以下「市長」という。)に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をするものとする。この場合において、市長は、条件を付した上で許諾することができる。

3 前項の利用許諾は、キャラクター利用(変更)許諾・不許諾通知書(様式第2号)をもって行う。

(利用許諾の制限)

第5条 市長は、キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用を許諾しないものとする。

- (1) 市の畜産振興施策を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、キャラクターを独占的に利用し、又は利用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 利用する者(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは事務所の代表者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

(7) その他その利用が著しく不相当であると市長が認めるとき。

(利用料)

第6条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを利用する者(キャラクターの利用許諾を受けた者及び第4条ただし書の規定により市長がキャラクターの利用を認めた者をいう。第9条において同じ。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 別記キャラクター図の色、形等を正しく利用し、デザインの改変など応用利用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 「姫路和牛PRキャラクター ひめまる」との表記を付すこと(別記「利用例1」参照)。ただし、スペース等の関係で、表記が難しい場合は、「ひめまる」又は「©姫路市」の表記をもって代えることができる(別記「利用例2」及び「利用例3」参照)。なお、市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 完成物を市長に提出すること。ただし、物の提出が困難であると認められるものについては、説明図等をもって代えることができる。

2 キャラクターの利用許諾を受けた者(以下「利用許諾者」という。)は、許諾された用途のみで利用すること。

3 利用許諾者が営利目的で利用する場合は、四半期ごとに「姫路和牛PRキャラクター「ひめまる」利用商品等販売状況報告書」(様式第3号)を市長に提出すること。

4 利用許諾者は、その許諾に基づくキャラクターの利用の権利を他に譲渡し、また転貸してはならない。

5 利用許諾者がキャラクターを利用できる期間は、最長1年間とする。なお、1年間を超えて利用しようとする場合は、再度キャラクター利用申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更)

第8条 利用許諾者が許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター利用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の許

諾をするものとする。

3 前項の許諾は、キャラクター利用（変更）許諾・不許諾通知書（様式第2号）をもって行う。

4 変更の申請を行った者は、変更の許諾があった後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利設定の禁止）

第9条 キャラクターを利用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、キャラクターに係る著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（許諾の取消し等）

第10条 市長は、利用許諾者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許諾を取消し、利用許諾者に対し、市長が必要と認める措置を講ずるよう請求することができる。

- (1) 利用許諾者がこの要綱に違反したとき
- (2) 第4条第1項の利用申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 利用許諾者が第4条第2項の規定による利用許諾に付した条件に違反したとき。
- (4) 利用許諾があった後において、キャラクターの利用が第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による許諾の取消しは、キャラクター利用許諾取消通知書（様式第5号）をもって行う。

3 市は、第1項の規定による許諾の取消しにより利用許諾者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 5月16日より施行する。

別記

【キャラクター図】



【利用例 1】



姫路和牛 PR キャラクター
ひめまる

【利用例 2】



ひめまる

【利用例 3】



©姫路市